

舞鶴市公共施設等総合管理計画（案）に係る
パブリック・コメントの実施結果について

標記の計画（案）につきましては、令和8年5月25日から6月23日までの間にパブリック・コメントを実施し、1名から1件のご意見をいただきました。ご意見に対する市の考えは次のとおりです。

- 処理区分 A：意見を踏まえ、案等の修正等を行うもの
B：意見を踏まえ、その趣旨を今後の施策に反映させていくもの
C：意見の趣旨が既に案等に盛り込まれているもの
D：意見に対する市の考え方を説明し、案通りとしてご理解いただくもの

No	意見の要旨	区分	市の考え方
1	閉鎖された公共施設が、イスラム教の礼拝所（モスク）等として転用・貸出されるのではないかと危惧している。一部の過激派組織（ヒズブ・タフリール等のイスラム過激派）が紛れ込む治安上のリスクや、他県（大分県）でのトラブル事例のような地域住民との衝突を懸念しており、イスラム教に公共施設の利用を認めないでほしい。また、仮にモスク等の設置を認めるのであれば、創価学会など他の宗教団体の利用も同様に認めるべきであり、それが認められないのであれば、すべての宗教に対して公共施設の利用を禁止してほしい。	D	本計画は、舞鶴市の公共施設の保有量の最適化や、持続可能な維持管理の方針を定めるものであり、特定の宗教のための施設を新たに整備したり、用途廃止後の施設を特定の宗教団体へ優先的に提供・貸与したりする方針を示すものではありません。また、そのような計画や発表を行った事実もございません。 公共施設等の跡地活用（民間への売却や貸付等）や、存続する公共施設の貸館利用にあたっては、関係法令や、舞鶴市の各公共施設の設置条例、公有財産管理規則等に基づき、すべての市民や団体に対して公平かつ適切な審査・手続きを行ってまいります。 いただいたご意見は、今後の適正な施設管理・財産処分の参考とさせていただきます。